

## 付 議 第 4 号

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案

平成24年12月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）第2条第5号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務局委任規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の事案について意見を述べること。

## 第 34 号

## 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年12月12日提出

高知県知事 尾崎 正直

## 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則第12項中「以下「切替日」を「以下この項及び次項において「切替日」に改め、附則に次の1項を加える。

（平成25年4月1日における職務の級の切替え）

15 平成25年4月1日（以下この項において「切替日」という。）の前日においてその者の属する職務の級が別表第2 高等学校等教育職給料表（以下この項において「高等学校等教育職給料表」という。）の2級である職員のうち人事委員会規則で定める職員については、切替日においてその者の属する職務の級を高等学校等教育職給料表の1級に切り替えるものとする。この場合において、その者の属する高等学校等教育職給料表の1級における号給は、当該切替えがないものとして切替日にその者が属することとなる高等学校等教育職給料表の2級における号級の給料月額と同じ額又は直近下位の額の給料月額の号給とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（平成25年4月1日における職務の級の切替えに伴う経過措置）

2 この条例による改正後の公立学校職員の給与に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）附則第15項の規定によりこの条例の施行の日（以下「切替日」という。）においてその者の属する職務の級を切り替えられる職員で、その者の受ける切替日における給料の月額（給料月額と公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年高知県条例第97号）附則第11項から第13項までの規定による給料の額との合計額をいう。以下この項において同じ。）が当該切替えがないものとして切替日にその者が受けることとなる給料の月額に達しないこととなるものには、給料の月額の

ほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

(切替日以降の異動者の号給の調整)

- 3 改正後の条例附則第15項の規定により切替日においてその者の属する職務の級を切り替えられた職員で切替日以降に職務の級を異にして異動するものの号給については、同項の規定の適用を受けなかった職員との権衡上必要があると認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(人事委員会規則への委任)

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部改正)

- 5 公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例(昭和46年高知県条例第40号)の一部を次のように改正する。

付則第2項の見出しを削り、同項中「給料月額と」を「給料月額(公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成 年高知県条例第 号)附則第2項の規定の適用を受ける職員にあっては、給料月額と同項の規定による給料の額との合計額)と」に改め、同項の前に見出しとして「(給料の切替えに伴う経過措置)」を付し、付則に次の1項を加える。

- 3 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成 年高知県条例第 号)附則第2項の規定による給料を支給される職員(前項に規定する職員を除く。)に関する第3条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成 年高知県条例第 号)附則第2項の規定による給料の額との合計額」とする。

## 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案説明

この条例は、高等学校等教育職給料表の適用を受けている公立学校職員の一部について、その者の属する職務の級を同表の2級から1級に切り替えようとするものである。

新 旧 対 照 表  
新 旧

公立学校職員の給与に関する条例（抜粋）

公立学校職員の給与に関する条例（抜粋）

附 則

附 則

1～11 略

1～11 略

（平成19年4月1日における職務の級の切替え等）

（平成19年4月1日における職務の級の切替え等）

12 平成19年4月1日（以下この項及び次項において「切替日」という。）の前日においてその者の属する職務の級が第5条第2項の規定により準用して適用される職員の給与に関する条例別表第1行政職給料表（以下「行政職給料表」という。）の5級である職員のうち人事委員会の定める職員については、切替日においてその者の属する職務の級を同項の規定により準用して適用される行政職給料表の4級に切り替えるものとする。この場合において、その者の属する行政職給料表の4級における号給は、切替日の前日においてその者の属する行政職給料表の5級における号給の給料月額と同じ額又は直近下位の額の給料月額の号給とする。

12 平成19年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者の属する職務の級が第5条第2項の規定により準用して適用される職員の給与に関する条例別表第1行政職給料表（以下「行政職給料表」という。）の5級である職員のうち人事委員会の定める職員については、切替日においてその者の属する職務の級を同項の規定により準用して適用される行政職給料表の4級に切り替えるものとする。この場合において、その者の属する行政職給料表の4級における号給は、切替日の前日においてその者の属する行政職給料表の5級における号給の給料月額と同じ額又は直近下位の額の給料月額の号給とする。

13 切替日以降に新たに第5条第2項の規定により準用して適用される行政職給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定により職務の級を切り替えられる職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員については、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、その者の受ける号給を決定するものとする。

13 切替日以降に新たに第5条第2項の規定により準用して適用される行政職給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定により職務の級を切り替えられる職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員については、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、その者の受ける号給を決定するものとする。

（平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置）

（平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置）

14 略

(平成25年4月1日における職務の級の切替え)

15 平成25年4月1日（以下この項において「切替日」という。）

の前日においてその者の属する職務の級が別表第2 高等学校等教育職給料表（以下この項において「高等学校等教育職給料表」という。）の2級である職員のうち人事委員会規則で定める職員については、切替日においてその者の属する職務の級を高等学校等教育職給料表の1級に切り替えるものとする。この場合において、その者の属する高等学校等教育職給料表の1級における号給は、当該切替えがないものとして切替日にその者が属することとなる高等学校等教育職給料表の2級における号級の給料月額と同じ額又は直近下位の額の給料月額の号給とする。

14 略

新 旧 対 照 表  
新 旧

公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例（抜粋）

公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例（抜粋）

（教育職員の教職調整額の支給等）

（教育職員の教職調整額の支給等）

第3条 教育職員のうちその属する職務の級が給与条例別表第1又は別表第2の1級、2級又は特2級である者には、その者の給料月額100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。

第3条 教育職員のうちその属する職務の級が給与条例別表第1又は別表第2の1級、2級又は特2級である者には、その者の給料月額100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。

2・3 略

2・3 略

付 則

付 則

1 略

1 略

（給料の切替えに伴う経過措置）

（給料の切替えに伴う経過措置）

2 公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年高知県条例第97号）附則第11項から第13項までの規定による給料を支給される職員に関する第3条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額（公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 年高知県条例第 号）附則第2項の規定の適用を受ける職員にあっては、給料月額と同項の規定による給料の額との合計額）と公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年高知県条例第97号）附則第11項から第13項までの規定による給料の額との合計額」とする。

2 公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年高知県条例第97号）附則第11項から第13項までの規定による給料を支給される職員に関する第3条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年高知県条例第97号）附則第11項から第13項までの規定による給料の額との合計額」とする。

3 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 年高知県条例第 号）附則第2項の規定による給料を支給され

る職員（前項に規定する職員を除く。）に関する第3条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 年高知県条例第 号）附則第2項の規定による給料の額との合計額」とする。



# 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案の概要

## 現状

これまで、県立学校に勤務する実習助手、寄宿舎指導員のうち経験年数等、一定の条件を満たす者を対象に、選考試験を実施し、合格者を2級に昇格させてきた。

実習助手(1級) → 講師又は主任実習助手(2級)  
 寄宿舎指導員(1級) → 主任寄宿舎指導員(2級)

高等学校等教育職給料表2級は、  
 教諭の職務の級である。

## 問題点1

教諭と同等の職責を担っているとはいえ経験年数等の条件を満たす者のほとんどが、昇格しており、職務給の原則に反する運用が行われている。

## 見直し1

講師、主任実習助手、主任寄宿舎指導員の職を、実習助手等の上位、かつ、教諭相当の職責を持った職務内容へと整理するとともに、必要性に応じた配置数とする。

職務内容: 実習助手又は寄宿舎指導員としての職務に加え、専門性の発揮、人材育成等の役割を追加  
 配置予定数: 合計41人  
 (現在65人)

## 問題点2

教員免許を持たない者でも、40歳前後までに2級に昇格すれば、定年時には教諭と同等の給料月額が支給されている。

## 見直し2

実習助手又は寄宿舎指導員として採用され、現在2級に在級する者全員を、平成25年4月1日の時点で1級へと切り替えるとともに、昇格年齢を引き上げる。

切替日の給料月額(H24年度勤務実績による昇給後)と同額又は直近下位の額の号給に切替え  
**【条例(案)制定附則第15項追加】**  
 ※現給保障有り

## 見直し後の受験資格

講師: 【見直し前】実習免許取得後の経験年数が6年以上など

⇒ 【見直し後】年齢45歳以上、実習免許取得後の経験年数が大卒11年以上など

主任実習助手・主任寄宿舎指導員: 【見直し前】年齢38歳以上、任用後の経験年数大卒16年以上など

⇒ 【見直し後】年齢47歳以上、任用後の経験年数大卒21年以上など

新しい選考試験に合格した者に限り2級に昇格させる  
 初回: 平成24年度中に実施予定

## 切替え後の給料月額の取扱い【条例(案)附則第3項】

H25.4.1(切替日)に再昇格した場合

H26.4.1～H29.4.1の間に再昇格した場合

H30.4.1～(5年経過:特例終了後)に再昇格した場合

## 切替日から5年間の再昇格は特例を適用

H25.4.1(昇給後)の号給

H25.4.1(昇給後)の号給と、再昇格日に本来の昇格をした場合の号給とのいずれか高い号給

同額又は直近上位の額の号給と、前回昇格がなかったとして再計算した号給とのいずれか高い号給

## ※現給保障の内容

切替日である平成25年4月1日(H24年度勤務実績による昇給後)の給料月額を保障する【条例(案)附則第2項】。また、教職調整額(時間外勤務手当の代替として支給される(給料月額の4%))の基礎となる給料月額も、この保障後の額とする【条例(案)附則第5項】。

ただし、給料の調整額や、産業教育手当などの手当は、切替え後の号給に応じた額とする。

施行期日: 平成25年4月1日 【条例(案)附則第1項】

## 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案の概要

教職員・福利課

### 1 条例改正の目的

これまで、実習助手、寄宿舎指導員のうち経験年数等の受験資格を満たす者を対象に、教育委員会が選考試験を実施し試験に合格した者を、実習助手は講師又は主任実習助手へ、寄宿舎指導員は主任寄宿舎指導員へ、昇格（2級）させてきた。

今回、配置計画、職務内容及び受験資格を見直しすることに併せて、給与についても職務給の原則に基づき必要な改正をすることとした。

### 2 主要な内容

#### (1) 人事の見直し内容

	現 行	改正案
配置計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>○実習助手から講師へ (50人中26人) ・農業、水産、工業、商業、看護、家庭の各分野</li> <li>○実習助手から主任実習助手へ (53人中15人) ・農業、水産、工業、商業、看護、家庭、理科、総合、司書、特別支援の各分野</li> <li>○寄宿舎指導員から主任寄宿舎指導員へ (88人中24人)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○実習助手から講師へ (配置予定数24人) ・農業、水産、工業、商業、看護の各分野 (当分の間、特別支援についても講師を配置する。)</li> <li>○実習助手から主任実習助手へ (配置予定数8人) ・家庭、理科、総合、司書、特別支援の各分野 (農業、水産、工業、商業、看護は講師に一本化する。)</li> <li>○寄宿舎指導員から主任寄宿舎指導員へ (配置予定数9人)</li> </ul>
職務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○講師 教諭の職務を補佐し、実験又は実習の指導に従事し、必要に応じて教諭に準じた職務を行う。</li> <li>○主任実習助手 高度の専門的業務に従事し、実習助手の指導にあたる。</li> <li>○主任寄宿舎指導員 高度の専門的業務に従事し、寄宿舎指導員の指導にあたる。</li> </ul>	<p>実習助手又は寄宿舎指導員の職務のほか以下①及び②を追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○講師 ①実習免許を有し、専門性を発揮した指導を行う。 ②勤務校の他の実習助手を実践を通じ指導育成する。</li> <li>○主任実習助手 ①専門力育成のための全体研修を計画し、実施する。 ②他校を巡回し、実習助手の育成のための指導、助言を行う。</li> <li>○主任寄宿舎指導員 ①現場の総括者として寮務主任、舎監との協力のもと、寄宿舎の運営、管理や、関係者との連絡調整を行う。 ②寄宿舎業務に関わる指導及び助言や、指導員のスキル向上を図る。</li> </ul>
選考試験の受験資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>○講師 次の①及び②の条件を満たしている者 ①実習免許状取得後、経験6年以上又は正式任用後13年以上であれば、免許取得後5年 ②何れかの実習を担当し、兼講師発令をされている者</li> <li>○主任実習助手・主任寄宿舎指導員 次の①、②及び③の条件を満たしている者 ①年齢38歳以上 ②経験年数 正式採用後高卒20年、短大卒18年、大卒16年以上 ③受験時級号給 1級89号給以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○講師 次の①及び②の条件を満たしている者 ①年齢45歳以上 ②所要免許状取得後、正式任用後の経験年数が、高卒15年、短大卒13年、大卒11年以上</li> <li>○主任実習助手・主任寄宿舎指導員 次の①及び②の条件を満たしている者 ①年齢47歳以上 ②経験年数 正式任用後高卒25年、短大卒23年、大卒21年以上</li> </ul>

#### (2) 給与の改正内容

平成25年3月31日の時点で、講師、主任実習助手、主任寄宿舎指導員の職にある者で、高等学校等教育職給料表の2級に在級する者のうち、新基準での2級昇格選考試験に合格しなかった者については、平成25年4月1日をもって同給料表の1級に切り替える。

新たな給料の額は、切替日における号給の額と同額又は直近下位の額の号給とする。

ただし、切替日における給料の月額（給料の調整額を除く）は保障する。

### 3 施行期日

平成25年4月1日（平成24年度中に改正後の選考試験を実施）

講師・主任実習助手・主任寄宿舍指導員の職務内容

職名	分野	H24現在数	H25配置 予定数	職務内容	
講師	農業 20名	講師	1	<p>【実習助手の職務のほか追加する内容】</p> <p><b>専門性の発揮</b> 実習免許を有し、各領域の専門科を設置する専門高校での実習教科の指導を中心にあたる。</p> <p><b>人材育成</b> 勤務校の他の実習助手に対する職務に関する助言や授業にT2として参加させ、専門性の向上や技術の習得を図るなど実践を通じた指導育成を行う。</p> <p>(平成24年現在各講師の持ち授業数は14～19時間である。)</p>	
		主任実習助手	1		
		実習助手	18		
	工業 24名	講師	18		18
		主任実習助手	2		
		実習助手	4		
	水産 5名	講師	2		2
		主任実習助手	0		
		実習助手	3		
	商業 4名	講師	3		3
		主任実習助手	0		
		実習助手	1		
主任実習助手	家理・総合 18名	主任実習助手	3	<p>【実習助手の職務のほか追加する内容】</p> <p><b>人材育成</b> 実習助手としての職務について他校を巡回し、適切な指導や助言を行い、実習助手としての専門性のある人材を育成する。</p> <p>さらに、他校の実習助手に対し当該校の経営ビジョンをもとに、学校運営にも積極的に参画し、子どもたちの支援ができるよう連携を図りつつ育成していく。</p> <p><b>専門力育成</b> 専門力を高めるため、各教育機関との連携を密にして、新たな全体研修の計画、設定を行い、悉皆研修として実施するとともに、自らも講師として子どもたちの教育環境整備と資質向上に向けた研修を行う。</p>	
		実習助手	15		
	司書 20名	主任実習助手	6		3
		実習助手	14		
	特別支援 15名	講師※	2		※ 3
		主任実習助手	3		
		実習助手	10		
主任寄宿舍指導員	88名	主任寄宿舍指導員	24	<p>【寄宿舍指導員の職務のほか追加する内容】</p> <p><b>寄宿舍運営総括</b> 校長の経営ビジョンを具現化するため、寮務主任、舎監との協力のもと、総括的立場で運営に関わり、舎務を整理し、能率的な寄宿舍の組織体制整備に関する企画立案を行う。</p> <p>また、各学部との連携のもと、保護者、外部関係者及び関係機関等との連絡調整を行う。</p> <p>職員の勤務体制の把握と取りまとめを行い、危機管理体制を整え、子どもたちを含めた寄宿舍の管理業務を担う。</p> <p><b>人材育成</b> 寄宿舍業務に関わる指導及び助言を行うとともに、指導員としての児童生徒に対する指導法のスキル向上を目指す。</p>	
		寄宿舍指導員	64		

※特別支援について、当面、講師を含むが、将来的には廃止する。